

# 令和8年度 いじめ防止等の対策のための組織の設置について

青梅市立第五小学校

## 1 根拠規定

### (1) いじめ防止対策推進法第22条

「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ等の対策のための組織を置くものとする。」

### (2) 「青梅市におけるいじめ防止に関する基本的な考え方」第三章 2 組織等の設置

「学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する実行的に行うための組織『学校いじめ対策委員会』を置く」

## 2 組織の名称

学校いじめ対策委員会の本校での名称は「いじめ防止等対策会議」とする。

## 3 構成員

### (1) いじめ防止対策会議の常勤の職員は以下の職の者とする。

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー

### (2) 校長は(1)以外で、必要とする職員又は外部者を加えることができる。

## 4 職務

### (1) 学校いじめ防止基本方針の改善

### (2) 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルを行う。

## 5 開催日

- ・月1回実施
- ・必要に応じて学校いじめ対策委員会を開く。

## 6 その他

いじめが実際にあった(疑いも含む)場合は、教育計画・健康安全部「いじめ対応マニュアル」に則り対応する。

### 第五小学校いじめ防止基本方針

#### 1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

本校では全職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係で済む児童はいない」との認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「第五小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、以下の三つのポイントを挙げる。

- いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己実現が図れ、心の居場所ができるよう、日々の授業や学年・学級経営の充実を図る。
- 児童の人権感覚を高め、心を育む道德教育をはじめとする人権教育の充実を図る。

#### 2 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

《五小いじめ撲滅宣言》

「いじめ四つのない」

- ・しない
- ・させない
- ・許さない
- ・見逃がさない

の徹底。

##### ア いじめゼロ宣言

いじめゼロを目指した児童会活動を推進し、中学校生徒会とも連携し、いじめのない学校づくりの取組を実施する。

いじめ根絶・体罰によらない学校宣言を受け、全職員でいじめ・体罰のない学校づくりに取り組む。

##### イ 生活目標の達成

4月・1月の目標「あいさつをしよう」（9月は「けじめをつけた生活をしよう」に挨拶の項目を含める）、6月・2月の目標「気持ちのよい言葉を使おう」、11月の目標「友達と仲よくしよう。」の指導を通し、望ましい人間関係をつくれるようにする。

(2) 児童一人一人の自己実現が図れるよう、日々の授業や学年・学級経営の充実を図る。

##### ア 一人一人が活躍できる学習活動

言語活動を重視した授業を行い、一人一人が自分の考えを表現し、認め合える学習活動を実施する。

##### イ 人との関わり方を身に付けるための活動

たてわり班活動を実施し、異年齢集団で集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てる。

学級活動年間指導計画に従い、望ましい人間関係の構築を図る。

(3) 児童の人権感覚を高め、心を育む道德教育をはじめとする人権教育の充実を図る。

ア 冊子「いじめ問題に対応できる力を育てるために—いじめ防止教育プログラム—（平成26年2月東京都教育委員会）」および「青梅市いじめ防止マニュアル『いじめの根絶に向けて』（平成27年3月青

梅市教育委員会)」を活用し、これらに基づいた授業実践及び生活指導並びに教職員研修を行う。

イ 道徳授業の充実を図る。

道徳の内容のB「主として人との関わりに関すること」の指導を通し、いじめを許さない学級・学校づくりに取り組む。

年間指導計画に則り、年間を通して思いやりの心を育てる道徳の授業を実施する。

道徳教育推進教師を位置付け、指導内容の重点化、教材の充実、指導方法の充実など、道徳の時間の指導の充実を図る。

ウ 道徳授業地区公開講座の実施

道徳授業地区公開講座を実施し、保護者・地域へ道徳教育の学校の取組を公開する。

道徳授業地区公開講座では、全学級授業公開と保護者・地域の方々との意見交換会等を行い、学校における道徳教育を保護者や地域に発信し、家庭や地域社会との連携やその役割について相互理解を深める。

エ 人権課題を扱った総合的な学習の時間や道徳授業を行う。

(4) ふれあい月間の取組（6・11・2月）（詳細は職員会議で報告）

年3回いじめ防止のための授業実施

3 いじめ早期発見・早期対応

(1) いじめ発見のために様々な手段を講じる。

ア 青梅市いじめ調査のアンケートを年4回（6月・9月・11月・2月）行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロを目指す。

イ レインボーポスト（いじめ相談ポスト）を開設し、いじめの早期発見に努める。

ウ 担任による見取り調査を週単位で実施する。

(2) いじめ早期解決のために、全職員が一致団結して問題解決に当たる。

ア いじめを発見したときは、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下、「いじめ対応マニュアル」に従い、役割分担をして対応に当たる。なお、いじめの相談を受けた時点で、すぐに管理職ならびに生活指導主幹に報告する。学校長は、ただちにその旨を教育委員会に報告する。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を優先的に考え、いじめている児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 解決された事案についても経過観察を続け、指導を進めていく。

(3) スクールカウンセラーと連携を図る。

ア 教育相談室を活用し、児童の悩み相談に早期に対応する。

イ 授業観察を通し児童の様子についてカウンセラーとしての見解を生活指導夕会にて報告してもらい、情報共有を図るとともに、児童への対応について指導・助言をもらう。

ウ 5年生全員の個人面談を行う。

4 重大事態への対応

ア いじめられた児童の安全確保を優先する。

イ 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告する。

ウ 青梅市教育委員会が行う調査に協力する。

エ 調査の結果については、いじめを受けた児童の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。

## 5 いじめ問題に取り組むための校内組織

### ア 学校いじめ対策委員会

校務分掌に「第五小学校いじめ対策委員会」（本校では「いじめ防止等対策会議」とする）を位置付ける。

構成員 校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー

※校長は上記以外で、必要とする職員又は外部者を加えることができる。

活動内容 学校いじめ防止基本方針の策定及びその改善

学校いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止等の取組についての PDCA サイクルを行う。

### イ 「いじめ対応」係

構成員 副校長・生活指導主任・スクールカウンセラー・該当学年主任及び担任・副担任とする。

活動内容 ①いじめられている児童の支援

②いじている児童の指導

③家庭への連絡

④教育委員会への報告

⑤職員への報告

⑥関係機関との連携

開催日程 発見から2日以内（可能なら当日）

## 6 家庭や地域、関係機関との連携

ア いじめ問題が発生したときは、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。学校だけで解決を図ろうとしない。

イ いじめられている児童が学校や家庭に相談できない場合は、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口を利用するよう促す。

ウ いじめの事実を確認した場合は、青梅市教育委員会へ報告する。重大事態発生時は、青梅市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。

エ 学校運営連絡協議会及びPTA等の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話合いや情報交換をする。

オ 状況に応じて青梅市教育相談所やスクールソーシャルワーカー、こども家庭センターおよび児童相談所と連携しながら指導する。

カ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。